

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 条 例
 - 福島県宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例
 - 福島県公立学校情報機器整備事業基金条例

条 例

福島県宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例及び福島県公立学校情報機器整備事業基金条例をここに公布する。
令和六年三月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第二号

福島県宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例

福島県宅地造成等規制法施行条例（平成十二年福島県条例第四百四十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

第一条第一項及び第二項を次のように改める。

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第十二条第一項及び第三十条第一項に規定する工事の許可並びに法第十六条第一項及び第三十五条第一項に規定する工事の計画の変更の許可（以下「工事許可等」という。）の申請者から、宅地造成等許可申請手数料（以下「手数料」という。）を徴収する。

2 法第十二条第一項及び第三十条第一項に規定する工事の許可に係る申請の手数料の額は、一件につき、別表の上欄に掲げる申請の区分中同表中欄に掲げる面積に応じて同表下欄に掲げる額とする。

第一条中第四項を削り、第三項を第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 法第十六条第一項及び第三十五条第一項に規定する工事の計画の変更の許可に係る申請の手数料の額は、別表の上欄に掲げる申請の区分中同表中欄に掲げる面積（変更に係る部分に限る。）に応じて同表下欄に掲げる額とする。
第一条第五項中「法第八条第一項の許可」を「工事許可等」に改める。
附則の次に別表として次の一表を加える。
別表（第一条関係）

申請の区分	盛土又は切土をする土地の面積	手数料の額
法第十二条第一項又は第十六条第一項の規定による宅地造成等（土石の堆積を除く。）及び法第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定による特定盛土等に関する工事許可等の申請	五百平方メートル以内のもの	一万六千円
	五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	二万七千円
	千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	三万九千円
	二千平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五万七千円
	三千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	七万二千円
	五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	九万六千円
	一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	十五万円
	二万平方メートルを超え、四万平方メートル以内のもの	二十三万円
	四万平方メートルを超え、七万平方メートル以内のもの	三十七万円
	七万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	五十三万円
	十万平方メートルを超えるもの	六十九万円

法第十二条 第一項又は 第十六条第 一項の規定 による宅地 造成等（土 石の堆積に 限る。）及 び法第二十 条第一項又 は第三十五 条第一項の 規定による 土石の堆積 に関する工 事許可等の 申請	五百平方メートル以内のもの	一万円
	五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	一万三千元
	千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	一万六千元
	二千平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	一万九千元
	三千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	二万八千元
	五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	三万千元
	一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	三万八千元
	二万平方メートルを超え、四万平方メートル以内のもの	五万二千元
	四万平方メートルを超え、七万平方メートル以内のもの	七万二千元
	七万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	十万円
	十万平方メートルを超えるもの	十三万円

附 則

2 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文の許可を受けた宅地造成工事に係る同法第十二条第一項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可に係る申請に対する審査（変更に係る部分に盛土又は切土の土地があるものに限る。）

に関する手数料については、なお従前の例による。

（都市計画課）

福島県条例第三号

福島県公立学校情報機器整備事業基金条例

（設置）

第一条 福島県又は市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県公立学校情報機器整備事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳入歳出予算で定めるところによる。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

（純益金の処理）

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

（益金等を計上すべき予算）

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（義務教育課）